

それでも食べる？輸入食品 (前)



中国産 磯原町の伊藤Tさんは、兼業農家。会社の仕事の関係で、1年のうち半分は中国にいます。先日帰国したおりに、毒ギョーザの件は現地ではどんな話題になっているのか聞いてみました。

Tさんの会社があるのは上海から飛行機で南西に何百キロも飛んだところで、そもそも河北省なんてはるか北のかなた、まるで外国のニュースのようだとか。それでも周囲の中国人の話をひろってみると…

中国で、10年勤務した臨時社員は正社員として雇わなければならないという法律が新しくできました。

そのときに、例の天洋食品では永年勤務してきた人たちを一端解雇し、あらためて雇いなおすということがやられて、そのことに恨みを持つ社員が何人も起こした事件だろうと多くの人はみえています。

ただし、「人が死んだわけでもないのに“毒ギョーザ”なんていうのは大げさで、日本は騒ぎすぎではないのか」と話す人は少なくありません。現地では、野菜についている農薬を洗い落とす洗剤というものが売られているそうです。

またTさんの経験では、彼国では自分のミスを絶対に認めようとしな

い人が多いのだとか。そういえば、きょう7日の新聞では、天洋食品の現地、河北省の幹部が「中国国内での農薬混入はない」と断言したことが報じられています。

ちなみに上は、インターネットで見つけた写真。2月24日、中国で起きたトラックの横転事故です。散乱した積み荷は、ギョーザ事件で有名になった殺虫剤×タミドホスでした。中国では今年1月から販売・使用、さらに輸送も禁止されているとのことなだけど。(つづく)

タクシー代も「医療費控除」

税金申告書の記入は終わりましたか？ 確定申告の必要がないとされているサラリーマンでも、還付申告をすれば、払いすぎた税金を取り戻せるばあいがあります。農民連の税金相談会で出会った一つの事例を紹介します。

常陸太田市のSさん。リウマチで、医療費がかさんでおり、その控除額を計算しました。

ご存じのように、医療費控除は、医療機関に支払った金額だけでなく、通院のための交通費も合算することができます。そして、その合計が10万円(または所得の5%)を超えた部分について、所得から控除することができます。

医療機関に通う交通費については、これまでは電車やバスなどの公共交通機関を利用したものに限り計算し、自家用車やタクシーを利用したばあいでも、同区間のバスや電車利用に換算してきました。

ところが、今回のSさんのばあい、近くを走るバス路線はなく、遠距離の歩行も困難です。タクシーを利用しているが、領収書は取っていませんでした。こういうときの交通費はどうなる？

結論からいうと、かかったタクシー代も医療費として算入することが認



中後町の伊藤Mさん、税金申告の出で立ちを準備中。

められます。なお、各地でバス路線の廃止があいついでいるので、タクシー以外に利用できる手段がなければそれは認められるというのが税務署の見解でした。

自家用車を利用したときは、距離に応じて計算してくれる税務署員もいるそうですが、タクシー代で計算するほうが簡単かもしれませんね。